

慶弔規程

第1条 会員の慶弔に伴う慶弔費の給付は、この規程の定めるところによる。

第2条 会員が次の各項に該当する場合、それぞれに定められたものを給付する。

- (1) 正会員の死亡 香料1万円、花輪一基、弔電
 - (2) 名誉会員の死亡 香料1万円、花輪一基、弔電
 - (3) 正会員の配偶者の死亡 弔電
 - (4) 賛助会員（代表者）の死亡 弔電
 - (5) 風水害・火災による正会員が居住している家屋の損害
 - (イ) 全壊・全焼、半壊・半焼の場合 見舞金1万円
 - (ロ) 床上浸水の場合 見舞金5千円
- ※激甚災害時の見舞金は別途考慮する
- (6) 会員の結婚 祝電

第3条 この規程の適用事項が発生した場合、施設責任者・支部長・代理人が別に定める様式の慶弔給付申請書に記載して支部事務局に申請する。但し(5)の場合には、本人が別に定める様式の慶弔給付申請書に記載し、地元自治体の発行する罹災証明書（コピー可）を添付して支部事務局に申請する。支部事務局は県事務局を通じ会長に申請する。

第4条 該当事項発生日から申請を怠り90日を経過したものは、原則としてこの規程を受けることができない。

第5条 この規程の定めにない事項は、総務部会の議決を得て処理し理事会に報告する。

第6条 この規程の改廃は理事会の議決による。

（附則）

この規程は平成23年6月12日から施行する。